

東芝粉飾事件における専門家の責任

Toshiba Accounting Scandal and Professional Responsibility.

田 中 恒 夫

2015年に発覚した東芝粉飾事件については、これまでに多くの議論がなされ、2015年7月21日付第三者委員会報告書、その後2015年12月22日の金融庁による新日本監査法人への処分、及び、こうした監査の実情に対応するために金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会（2016年3月8日）」から提言が公表された。今後こうした提言をもとに順次対応策が示されていくものと考えられている。

その後2016年7月19日に日経B Pマーケティング社から小笠原啓著「東芝粉飾の原点・内部告発が暴いた闇」が出版された。同書はタイトルにあるように内部告発を募って集まった800人以上の資料を元に書かれている点でユニークであり、社内外で、関係者がどのように発信したかの多くのメールが集録されている。

そこで、小生は、東芝子会社の原子力事業の中核であるウエスチングハウス関連の記事、メール等を同書より時系列で編集したものが別表である。

これらをもとに、東芝粉飾事件における監査人等の責任について考えてみると、第一義的には、新日本監査法人であることは衆目の一致するところである。しかし、今作成した別表を見ると、監査法人トーマツが財務アドバイザーとして一連の会計処理に深く関わっていたという事実である。そうした経緯から2015年4月3日の特別調査委員会の委員に築島繁氏（同法人グループ会社在籍公認会計士）が、更には、第三者委員会の委員に同法人OB山田和保氏を、また、調査補助者に同法人グループ会社が就任している。また、同年9月の株主総会では、トーマツ前CEOの佐藤良二氏が東芝の監査委員会委員長に就任している。別表にみるように、東芝におけるウエスチングハウスに係る「のれんの減損」について、アメリカで2012年762億円及び2013年に394億円、合計で1,156億円の減損をE Yにより求められており、連結ベースでも同社最大の問題であることは、新日本監査法人及びトーマツも十分理解していた。

しかし、東芝は、日経ビジネスの指摘を受けるまでアメリカでの減損の事実をひたすら隠して公表してこなかった。日経ビジネスの指摘を受け2015年11月13日に公表したところ、東証より適時開示基準の注意処分を受け謝罪（2015年11月17日）に追い込まれているのである。もともとウエスチングハウスを買収した時は、原発を2015年までに33基受注すると公表していたのに、実績はたったの8基にとどまったのである。

米国会計基準を採用する東芝では、米国で減損を求められた2012年及び2013年に、EYが主張しているように本来は連結でも減損処理すべきだったのではないか。それを業績の悪化を恐れた東芝に迎合する型で、監査法人が減損処理を実施させず2015年に到ったのである。この間の事情は別表を見ればよくわかる。

そうした中で採られた方策が、第三者委員会の調査対象からウエスチングハウスの減損問題を外す方策だったのである。

その結果2015年7月の第三者委員会報告書で粉飾額を1,518億円とした。その後追加され最終2,306億円まで膨らんだ。そして2016年4月に突然ウエスチングハウスの減損2,476億円を発表した。ウエスチングハウスののれん減損処理は、新しい監査人になればもはや避けられないことを認識しての発表と考えられる。こうしてみれば、本来2015年7月の第三者委員会で粉飾額をウエスチングハウスの減損を含めた4,782億円とすべきを、ウエスチングハウスを分離したことにより粉飾額は過小報告されたのである。そのような不完全な報告に終わらせたのは、新日本、トーマツ（山田和保氏）、伊藤大義氏（日本公認会計士協会綱紀審査会会長、元日本公認会計士協会副会長）、上田廣一氏（弁護士・元東京高検検事長）、松井秀樹氏（弁護士、丸ノ内総合法律事務所）である。ことは、ウエスチングハウスの数字の問題であるので、極論すれば、新日本及びトーマツが手を組んでこのような不完全な結果を導いたともいえよう。見方を変えれば減損損失をいつ計上しようとも監査人は文句を言わない、と第三者は見てしまうのではないか。監査とはその程度のものだと。

公認会計士法第1条使命で、独立性を規定し、日本公認会計士協会の倫理規則に誠実性、公正性の原則及びその阻害要因として自己利益、自己レビュー、擁護、馴れ合い等を規定している。同協会として、このような第三者委員として独立性公正性を欠く会員（個人、法人）の行動を、自主規制団体を標榜する会計士協会はどのように対処するのであろうか。

オリンパス事件の時、オリンパスが国内3社の買収に当たって、その評価額を数百億円と鑑定を行った会計士を金融庁が信用失墜行為で処分（平成25年3月22日）したが、その事例と比べてみても今回は2,476億とはるかに大きい。金融庁もどのように対処されるのか。

更に日本弁護士連合会は、同会弁護士職務基本規程第2条で独立性を規定している。その規定と、今回の第三者委員会委員に就任した弁護士の行動を、弁護士自治をとる弁護士会はどのように判断されるのか。

こうした今回の事例を受けて、日本取引所自主規制法人は、「上場会社における不祥事対応のプリンシプルの策定について」、を公表し第三者委員会における、独立性、中立性、専門性の確保を求めているが、それ以前に各専門職団体の規則においてそう

した規律を定めているのであるから、そうした団体の主体的行動（処分）が待たれるのである。

以上東芝事件に関する問題点を提示してきたが、今後への対応について述べる。金融庁の監査のあり方に関する懇談会答申では多様な問題点が示されているが、今までも監査の手法等に改善がなされてきたにもかかわらず、今回も東芝事件が発生した。

アメリカは2002年のSOX法制定以来、世間の耳目を集めるような不正事例は報告されていない。一方、日本はカネボウ事件（2005）、ライブドア事件（2006）、オリンパス事件（2011）、東芝事件（2015）等、断続的に発生している。こうしてみると、アメリカがSOX法で一連の改革を一挙に実行し、それなりの効果を挙げているといえよう。他方日本はSOX法の一部をつまみ喰いの採用してきたがその実行性が不十分であるといえよう。そうした観点から今一度SOX法（含Dodd-Frank法）で採用されたもので我が国が見習うべきものが何があるかを再考する価値があるのではないか。具体的に例示すれば、次のようなものが考えられる。ここに示した以外にもSOX法で多くの事項が定められているので、それらを含めた再考の余地があるのではないか。

(1) 監査事務所の検査（SOX法 101）

アメリカでは、監査事務所の業務の検査はSOX法制定までは、Peer Review（事務所間で互いの業務をチェックする）を行っていたが、エンロン事件を受けて、このような仲間内のチェックは信用できないとして、新しくPCAOBを設立しSECの管轄下のPCAOB（約500名）が監査事務所を直接チェックする体制に移行し今日に至っている。

他方わが国では、日本公認会計士協会が監査事務所をレビューしそれを受けて、公認会計士監査審査会（CPA AOB）が抜き取り検査するという（総数100名弱）、間接チェックの方法を採用している。こうした方式は自主規制団体である日本公認会計士協会が主体的にチェックし、それを尊重するという体制であるが、こうした体制の下で相次ぐ粉飾事件が発生していることを考えると、アメリカのような公的機関主導での検査体制を検討すべきではないだろうか。

(2) 内部統制の監査（SOX法 404）

アメリカでもわが国でも内部統制の監査を義務付けている。しかし、わが国の内部統制の監査は、アメリカの内部統制の監査はコストが大きいという理由から、わが国独自の簡略版として実施されている。

こうした現行の実務がこのままで良いのか、再検討の必要はないのであろうか。

(3)指名委員会等設置会社及び各委員会委員の要件（SOX法 301）

アメリカでは、上場会社の組織形態として、日本で規定する指名委員会等設置会社を強制し、各委員会の職能、各委員会委員の要件を不正防止という観点からこの法律及びそれを受けたNYSEの上場基準が規制している。また監査委員会には、少なくとも1名の財務の専門家の開示を求めている（SOX法 407）。わが国でも、少なくとも、上場会社には指名委員会等設置会社を強制し、各委員会の委員の独立性等の要件を、SOX法にならって定めるべきではないだろうか。こうした問題は、会社法だから法務省に任せるということではなく、不正防止、日本の証券市場の名誉回復のため、政府・金融庁のリーダーシップが期待される。ガバナンス・コードでは不十分と考える。

(4)刑事罰の加重

①不正実行経営者（SOX法 1106）：20年以下の禁固刑と罰金

わが国では10年以下とされているのに対し、アメリカでは不正実行経営者に対する責任が厳しく問われている。

②内部告発者への報復罪（SOX法 1107）：10年以下の禁固刑と罰金

アメリカでは内部告発者の保護（SOX法 806）に加えて、このような報復罪を設置し内部告発を奨励している。さらに、その後制定されたDodd-Frank法では、内部告発によるSECでの課徴金\$100万超の事案に対しては10~30%をその告発者に報償金を払うこととされ、2010年7月から2016年8月現在累計で\$100万超が支払われ、\$500万超の投資家救済が行われている（SECホームページ）。

わが国でも、消費者庁で内部告発の活性化が議論されているが、一般論であり、こうした証券不祥事に限定した内部告発を奨励する法改正も検討する必要があると考える。内部告発の問題は消費者庁の所管ということで不正を管轄する金融庁は他人事のようにみえる。是非こうした不正防止に向けた改正には金融庁が前面に出て改正を実現していかれることを願っている。

以上

参考文献 小笠原啓 「東芝粉飾の原点」（日経BP社）

田中恒夫 「アメリカの会計不信とその対応」 大東文化大学 経営論集第5号

東 芝 「第三者委員会の調査報告書」 2015年7月21日

別表

のれん問題を中心とするトーマツ等の動き

- P156 2006. 1 東芝6,000億円でウエスチングハウス買収 3,500億円のれん計上
- P158 2006. 5. 11 経営方針説明会 西田社長、原発で2015年までに33基の受注見込む。⇒実績2015年迄に8基のみ。(P160)
- P159 2011. 3. 11 東日本大震災発生
- P161 2013. 3. 28 WH幹部から、東芝経営陣へのメール
「E & Yが暴れていて、手を焼いています。財務部から新日本へのプレッシャもお願いしています。東京側でのご支援も宜しく願います」。これはウエスチングハウスの業績悪化を受け監査人であるE Yが、厳しい姿勢で監査に臨むようになった。米国では手に負えないので、提携関係にある新日本を介して圧力をかけてもらうよう東芝の財務部に依頼している。(P162)
- P245 2013. 4. 7 デロイトグループのニューヨークの幹部からウエスチングハウスCFO宛のメール
「添付は、コストオーバーランに関する会計のメモです。お聞きした範囲内の非常に限られた情報に基づいてのコメントとなっています。尚、本メモは、公式にはデロイトが御社（ウエスチングハウス）に代わってドラフトしたものでデロイトの意見ではない、という建付けでお願い申し上げます。従って御社及び東芝様内での使用に限っては、デロイトからのメモ、と考えて頂いて結構ですが、外部に対しては御社のメモとしてお取扱い頂きたいようお願い申し上げます。」

原発のコストオーバーランが目立ち、WHの収益が厳しくなる過程でのメール (P162)
- P246 「日経ビジネスが入手した別の内部資料によると、デロイトはウエスチングハウスの減損テストや、パソコン事業における部品在庫の処理方法についても、東芝の担当者に助言している。」

- P163 2013. 7. 28 ウェスチングハウスCFO「T」から会長の志賀らへのメール
「2012年度監査がようやく終了し、監査報告書へのサインが7月23日に完了しました。のれんの減損については最終的にNPP（新規建設）で△6億7,600万ドル、NA（オートメーション）で△2億4,900万ドル、合計△9億2,600万ドルと巨額の減損を認識することとなり、誠に申し訳ありませんでした。2013年の監査においては、特に東芝連結ベースでの減損回避に向けて注力いたします。」
2012年では、ウェスチングハウス単体で762億円の減損を実施した。(P164)
- P167 2013. 7. 28 東芝CFO久保からウェスチングハウス会長志賀らへの返信メール
「巨額減損計上残念ですが、この機会を今後のチャンスに変えるため監査体制の一新をお願いします。監査体制の一新の理由は、意に沿わない減損ではありません。減損という極めて重要な監査判断を行う監査プロセスが極めて不適切と判断したからです。
新日本のHパートナーには下記を強く指摘しました。
・コストオーバーランにつき、今後の対応策を説明しても、2009年以降新規の受注ができていないとの理由で議論を打ち切ろうとする態度が見られる。
・E&YNYの公式見解なので結論は変えられないとの態度→この対応は監査人として明らかに失格。
等々、指摘し、ビットを行うので、E&Yの監査体制を一新してベストで臨んでほしいと申し入れました。」
「これに対し、新日本のHパートナーは必ずE&Yの監査体制を一新するので、その結果を見てからビットに進んでほしいとの回答でしたので、当面ビットしないものです。」(P169)
- P171 2014. 3. 11 東芝電力内幹部が久保CFOが会議で発したコメントをまとめて、ウェスチングハウス会長の岡村らへのメール
「久保SEVからは以下のコメント及びお願いがありましたので、お伝えします。
(1)田中PもAP1000のコスト見直しについては非常に心配しており、久保SEVも毎日のようにフォローされている。
今週末五十嵐CPが帰国されたらすぐ、直接状況を聞きたいと田中Pは言っているとのこと。」

(2) デロイトから、久保SEVへ入った情報では「東芝から見積もりコストを下げると圧力がかかっている」という話がWEC側から聞こえてくるとのこと。そのようなことがEYに伝わるとその瞬間にアウトなので、「圧力をかけた、かけられたという事ではなく、事業をよくするためにお互いに意見をぶつけ合っている」ということをWEC側担当者にも改めて認識徹底願いたい」

- P173 2014. 3. 15 ウェスチングハウスCFO「T」から東芝経理部門幹部他らへのメール
 「本日EYのKさんから、Goodwill減損についてのフィードバックを受けました。
 結論としてはStep1 Failということです。
 これはKさん単独の意見ではなく、独立担当社員と審査担当を含めたEYとしての見解とのことです。
 Kさんによると、WECのパートナーになる前から、今年度に新規受注など顕著にポジティブな案件が出てこない以上連結ベースで減損判定をせざるを得ないムードだったそうです。」EYの論点につき、続きのメール
- P174 「・過去数年間新規受注がなく、既存プロジェクトからの確定キャッシュフローが減少している。
 ・買収当時から事業計画が毎年遅延している。
 ・特に2008年に作成した事業計画を実績及び今回計画と比較した場合、大幅にキャッシュフローが悪化しており、買収当時に算定した54億ドルのフェアバリュー（公正価値）が維持できているとは思えない。」
- P174 『EYがこれらを総合的に検討したところ、東芝の「連結ベースで減損判定せざるを得ない」と判断したとKは説明した。』
- P194 2014. 4. 16 東芝電力部門幹部からウェスチングハウスの幹部に送ったメール
 『本日久保SEV（副社長）が新日本と話をしたところ、「本件はEYとWECで解決してもらえない」と言っていた新日本から、今日は180度違って「普通、会計士はそんなことはしないが、Kはヒントを与えている。そろそろ東芝側で汗をかいて対応する時期ではないか」という発言があったとのことです。
 東芝連結の場合にはマーケットアプローチを適用しなくても良いという理屈を考える必要がある。基本的にはインカムアプローチ100%でOKというロジックを構築し54億ドルFV（フェアバリュー 公正価値）が算出されるということを目指す。』

- P176 2014. 4. 18 東芝電力システムの幹部がウエスチングハウス幹部に宛てて送ったメール
『現在、新日本の心証改善を図る目的で、「昨今の東芝とWECの連携強化における効果全般」を、日本側主導で連結決算上で評価してもらう際に斟酌してもらう（EY単独の手法と少々異なる手法で、日本側主導で連結の評価を行うことを新日本が受け入れるための（屁）理屈をアピールする）ことが必要となっており、少々強引なものも含めて、ウソとまらない範囲で、NPP（新規建設）以外の部分でも何か東芝と連携していることが言えないか、そうすることで新日本がEYと異なる手法を認めることができるようにするための口実を与えたいと思っています。』
- P177 「この後、新日本と東芝の間でどのような議論がなされたかは不明だ。だが結果をみれば、東芝の“屁理屈”作戦は成功した。」
- P177 2014. 7(?) 「ウエスチングハウスは単体で2013年度に3億9,000万ドル（394億円）の減損損失を計上し、2年連続で赤字に転落した。EYの指摘を受けて、4つの事業内部のうち「新規建設」で減損損失を実施した。東芝は5月8日、2014年3月期決算を発表した。ところがウエスチングハウスが赤字に陥り、単体で減損処理していた事実は開示されなかった。東芝の連結決算では、ウエスチングハウスののれんが減損処理されないまま維持されたのだ」。
- P34 2015. 2. 12 証券取引等監視委員会への内部告発を受けて、同委員会が東芝に開示検査を行った。
- P35 2015. 4. 3 社内「特別調査委員会」設置 “不正発覚”
- P69 2015. 4. 24 「CFOの前田は即座に、東芝の財務アドバイザーを努めてきたデロイト・トーマツ グループの幹部のOにある依頼をする。海外にいたYという人物を急遽帰国させ、東芝の財務部を支援してほしいと頼んだのだ。前田はYに宛てたメールにこう書いた。
『Oさんをお願い申し上げて、Yさんに今回の特別調査委員会案件の財務部のアドバイザーにご就任いただきました。Yさんには過年度修正の方法のみならず、問題案件の原因分析と類似事象調査の範囲確定等に関し、新日本審査部門を速やか

に通すためにはどのように行うべきか等、アドバイスをいただきたく思います。

詳しくは東芝財務部のKと打ち合わせいただければと存じます。』

P73 2015. 5. 15 第三者委員会委員選任に関するお知らせ（東芝プレスリリース）

弁 護 士 上田廣一（元東京高検検事長）

〃 松井秀樹（丸ノ内総合法律事務所）

公認会計士 伊藤大義（元日本公認会計士協会副会長）

〃 山田和保（元トーマツ）

丸ノ内総合法律事務所は連結子会社と顧問契約していましたが、当該契約は解約されており、有限責任監査法人トーマツ及びそのグループ会社と当社グループには一定の取引関係が存在していますが、同氏は、即同法人を定年退職しています。第三者委員会及び当社においては上記の委員と当社グループとの関係は第三者委員会の独立性、中立性を阻害する要因とはならないものと判断しております。

なお第三者委員会は丸ノ内総合法律事務所及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社を調査補助者として起用しております。

P75 2015. 5. 17 東芝財務部長から会長らへのメール

「今後、東芝から第三者委員会に対して調査範囲などの委嘱事項を申し入れする運びとなりますが、事前すり合せをします。第三者委員会による具体的な調査範囲決定に向けてのステップについて

1. 東芝案
2. デロイトコメント
3. 来週の進め方

5月18日月曜日に、新日本、MHM、東芝にて新日本監査法人の考え方を確認する。

その後委嘱事項のすり合せを4社（新日本、デロイト、丸ノ内、MHM+東芝）で行う。」

P78 2015. 5. 28 法務部長から会長らへのメール

「第三者委員会の松井秀樹委員から、森、浜田事務所のF弁護士に連絡がありました。WEC（ウエスチングハウス）及びL+G（ランデイス・ギア）の減損について、丸ノ内総合としては調査するか否かは会社（東芝）で判断すべきとの見解で、第三者委としての会社の意向を確認したいとのことです。本件を東芝から第三者委に委嘱する可能性は全くないと思います」

P79 「調査範囲について松井から相談された東芝は『本件（ウエスチングハウスの減損問題）を第三者委に委嘱する可能性は全くないとの態度を示した。根回しが終わった後の6月5日、第三者委は改めて東芝にウエスチングハウスについて問い合わせをした。これに対して東芝は『新日本監査法人と協議したうえで、第三者委の委嘱外とすると返答した』

P80 法務部長から会長らへのメール

「メールを見た以上、第三者委としては何らかのアクションが必要で、報告書に『減損について検討すべき論点が認識されているが本調査の範囲外であるため、本委員会では詳細調査は行っていない』等の記載がなされる可能性があります」

P15 2015. 7. 20 第三者委員会報告書（粉飾額1,518億円）

（第三者委報告書） 東芝からの委嘱事項

- ① 工事進行基準案件にかかる会計処理
- ② 映像事業における経費計上に係る会計処理
- ③ デスクリット、システムL S Iを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理
- ④ パソコン事業における部品取引等に係る会計処理

P85. P19（同報告書） 調査の前提

「(5)本委員会の調査及び調査の結果は、東芝からの委嘱を受けて、東芝のためだけに行われたものである。

このため、本委員会の調査の結果は、第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、本委員会は第三者に対して責任を負わない。

- P89 (8)本委員会は、調査の過程において東芝との間で合意確認された調査対象以外の事象に関する情報を入手した場合においては、速やかに東芝に伝達し、対応の要否につき確認を促すこととした。本委員会においては、東芝と合意した委嘱事項以外の事項については、本報告書に記載しているものを除き、いかなる調査も確認も行っていない。」
- P206 2015. 9. 15 東京証券取引所、東芝を「特設注意市場銘柄」に指定
2015. 9. 30 株主総会
前トーマツCEO 佐藤良二氏社外取締役 監査委員会委員長 就任
- P189 2015. 11. 7 東芝取締役会で、ウエスチングハウスが単体で減損処理をしていた事実が初めて社外取締役に伝えられた。(日経ビジネスが入手したメールを元に取材を11月2日に申し込んだ結果を受けて、社内で公表され、同誌は11月12日スクープ記事をウェブサイトに掲載した)
- P287 2016. 3. 18 事業計画説明会
のれんの減損の兆候なし
- P290 2016. 4. 26 業績予想の修正に関するお知らせ
ウエスチングハウスののれん減損2,600億円と公表。(当社格付け低下に伴う資金調達コスト上昇等を要因として)
- P290 2016. 5. 23 決算発表(訂正)
原子力事業ののれん減損2,476億円に修正(監査委員会委員長佐藤氏の了承の下で)

(注) 本表の P は、小笠原啓著「東芝粉飾の原点」のページを原則として示している。その他の資料については、その都度付記している。

_____線筆者

(たなか つねお・大原大学院大学 会計研究科教授)